

送配電等業務指針の変更について

送配電等業務指針の一部について、添付のとおり、変更したく存じます。
変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 系統アクセスルールの変更、新設、削除
 - ・電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する変更ほか
【該当条文：第33条、第83条、第85条、第88条、第89条、
第91条、第93条、第97条、第106条、第112条、
第120条から第123条、第130条（変更）
第100条から第102条（削除）
第88条の2、第120条の2から第120条の4、
第121条の2、第122条の2から第122条の12、
第123条の2から第123条の7（新設）】
 - ・『電源接続案件一括検討プロセス』の導入や系統容量の空押さえを防止する
ための保証金の導入等を行うよう整理したためその旨規定
2. 需給調整市場開設に伴う変更
 - ・需給調整市場による調整力の調達に関する変更ほか
【該当条文：第26条から第30条（変更）
第30条の2（新設）】
 - ・需給調整市場の開設に伴い、需給調整市場からの調整力調達に係る業務を
追加する旨規定
3. 技術的な修正
 - (1) 容量市場に関する規定の変更
 - (2) 供給計画に関する規定の変更

以上

変更前 (変更点に下線)

平成27年4月28日施行
令和2年3月30日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変更後 (変更点に下線)

平成27年4月28日施行
令和__年__月__日変更

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成28年10月18日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和元年12月11日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成28年10月18日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和元年12月11日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p><u>令和2年3月30日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(供給区域需要の想定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>一 想定期間 ア・イ (略) (新設)</p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(供給区域需要の想定)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>一 想定期間 ア・イ (略) ウ <u>第2年度の最大需要電力は月別</u></p> <p>二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(電源等リストの登録の申込み)</p> <p>第15条の13 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、本機関から登録又は変更された電源等リストの情報 <u>(ただし、発電所又は需要家の名称等は除く。)</u> の提供を受ける。</p>	<p>(電源等リストの登録の申込み)</p> <p>第15条の13 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、本機関から登録又は変更された電源等リストの情報の提供を受ける。</p>
<p>(差替先電源等情報の登録の条件)</p> <p>第15条の18 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 第15条の4第2項第1号ア又はイに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること <u>(ただし、差替後の発電設備等も含む。)</u>、又は、<u>調達オークションに応札され、落札されていないこと。</u></p> <p>二 <u>対象とする実需給年度に応じた期待容量が登録されていること。</u></p> <p>2 差替先電源等提供者が発動制約電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 第15条の4第2項第1号ウに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること <u>(ただし、差替後の電源等リストも含む)</u>、又は、<u>調達オークションに応札され、落札されていないこと。</u></p> <p>二 <u>電源等リストの登録又は実効性テスト結果の提出により、対応する実需給年度に応じた期待容量が確定していること。</u></p> <p>3 差替先電源等提供者は、<u>差替先電源等情報を登録するに先立ち、期待容量の登録申込みを行わなければならない。</u> (新設) (新設)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(差替先電源等情報の登録条件)</p> <p>第15条の18 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 第15条の4第2項第1号ア又はイに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること。 <u>ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていないこと又は新設等やむを得ない事由により当該調達オークションに参加できなかった場合に限る。</u></p> <p>二 <u>対象とする実需給年度のメインオークション又は調達オークションで落札された後、差替元として、差替先電源等と電源等差替がされたこと。</u></p> <p>2 差替先電源等提供者が発動指合電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 第15条の4第2項第1号ア又はウに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること。 <u>ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていない場合に限る。</u></p> <p>二 <u>対象とする実需給年度のメインオークション又は調達オークションで落札された後、差替元として、差替先電源等と電源等差替がされたこと。</u></p> <p>3 <u>前2項にかかわらず、次の各号に掲げる差替先電源等提供者は、当該各号に掲げる条件を満たしていなければ、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができないものとする。</u></p> <p>一 <u>第1項に規定する差替先電源等提供者 対象とする実需給年度に応じた期待容量が登録されていること。</u></p> <p>二 <u>前項に規定する差替先電源等提供者 電源等リストの登録又は実効性テスト結果の提出により、対象とする実需給年度に応じた期待容量が確定していること。</u></p> <p>4 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(調整力の公募等)</p> <p>第26条 一般送配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、公募等の公平性かつ透明性が確保された<u>手続により実施するもの</u>とし、特定種の発電設備や特定の発電設備設置者を優遇してはならない。</p>	<p>(調整力の公募等)</p> <p>第26条 一般送配電事業者は、調整力を調達する場合は、原則として、<u>公募や需給調整市場からの調達等の公平性かつ透明性が確保された方法によるもの</u>とし、特定種の発電設備や特定の発電設備設置者を優遇してはならない。</p>
<p>(公募等の実施要綱の作成)</p> <p>第27条 一般送配電事業者は、調整力の公募等を行うに際して、原則として、調整力が満たすべき要件、公募スケジュール、主たる契約条件その他必要事項を定めた公募等の実施要綱を策定し、公表する。</p>	<p>(公募等の実施要綱等の作成)</p> <p>第27条 一般送配電事業者は、調整力の公募又は需給調整市場の取引等を行うに際して、原則として、調整力が満たすべき要件、<u>公募又は取引スケジュール</u>、主たる契約条件その他必要事項を定めた公募の実施要綱又は需給調整市場の取引規程等を策定し、公表する。</p>
<p>(公募等の手続)</p> <p>第28条 一般送配電事業者は、策定した実施要綱等に基づき、調整力を募集し、入札金額、調整力の性能、系統運用上の必要性等を総合的に評価の上、落札者を決定する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関の求めに応じ、落札者の名称、当該落札者から調達した調整力の要件その他本機関が要求する事項を本機関に報告する。</p>	<p>(公募等の手続)</p> <p>第28条 一般送配電事業者は、<u>調整力の公募を実施する場合には、策定した実施要綱等に基づき、調整力を募集し、入札金額、調整力の性能、系統運用上の必要性等を総合的に評価の上、落札者を決定する。</u></p> <p>2 <u>一般送配電事業者は、需給調整市場から調整力を調達する場合には、策定した取引規程等に基づき、調整力の必要量を提示し、入札金額、系統運用上の制約等を踏まえ、オークションにより落札者を決定する。</u></p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関の求めに応じ、<u>調整力の公募等の落札者の名称、当該落札者から調達した調整力の要件、需給調整市場の約定結果</u>その他本機関が要求する事項を本機関に報告する。</p>
<p>(落札者との契約の締結)</p> <p>第29条 一般送配電事業者と落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要綱又は落札結果等にしたがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。ただし、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(調整力の提供に関する契約の締結)</p> <p>第29条 一般送配電事業者と<u>調整力の公募等の落札者</u>は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要綱又は落札結果等にしたがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。ただし、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。</p> <p>2 <u>一般送配電事業者と需給調整市場での取引をする事業者は、需給調整市場の取引規程等にしたがって、需給調整市場において約定した調整力を利用する内容の契約を締結する。</u></p>
<p>(公募の結果の公表)</p> <p>第30条 一般送配電事業者は、調整力の公募の手続が完了した場合には、その手続の結果を公表しなければならない。</p>	<p>(公募等の結果の公表)</p> <p>第30条 一般送配電事業者は、調整力の公募の手続の<u>結果又は需給調整市場の約定結果</u>を公表しなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(連系線に係る取引の上限値の通知及び確保量の報告)</p> <p>第30条の2 <u>一般送配電事業者は、供給区域を跨ぐ取引の場合、本機関より通知を受けた需給調整市場において調整力の取引ができる連系線容量の範囲内で約定させるものとし、約定結果によりマージンとして確保する当該連系線の容量を本機関へ報告する。</u></p>
<p>(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から広域連系系統の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である広域連系系統が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めるとき。ただし、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。</u></p>	<p>(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ <u>連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項の報告を受けた場合で、契約申込み又は電源接続案件一括検討プロセスの増強対象である広域連系系統が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めるとき。ただし、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件一括検討プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者に通知する。</p>	<p>カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 本機関は、第1項第2号オの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込みを行った系統連系希望者に通知する。<u>なお、第9条第1項第2号から第3号の報告に伴う結果の通知を受けた一般送配電事業者は、対象となる系統連系希望者にその旨通知する。</u></p>
<p>(広域系統整備に関する提起することができる電気供給事業者)</p> <p>第34条 (略)</p>	<p>(広域系統整備に関する提起<u>を</u>することができる電気供給事業者)</p> <p>第34条 (略)</p>
<p>(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)</p> <p>第71条 前条にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、<u>経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている特定系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。</u></p>	<p>(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み)</p> <p>第71条 前条にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、<u>申込先となる一般送配電事業者が同一の法人又は親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に関する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。</u></p>
<p>(系統情報の提示)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、<u>第245条第1項に基づき前項の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。</u></p>	<p>(系統情報の提示)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、<u>系統情報ガイドラインに基づき前項の要請に応じることができない場合は、系統連系希望者に対して、その理由を説明し、提示可能な範囲で情報を提示する。</u></p>
<p>(特定系統連系希望者からの事前相談の受付・回答状況の共有)</p> <p>第75条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに<u>事前相談の回答</u>できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨を報告<u>(延長後の回答予定日を含む)</u>し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。</p>	<p>(特定系統連系希望者からの事前相談の受付・回答状況の共有)</p> <p>第75条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨<u>(延長後の回答予定日を含む。)</u>を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。<u>延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</u></p>
<p>(特定系統連系希望者からの接続検討の受付・回答状況の共有)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、<u>本機関に対し、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨を報告(延長後の回答予定日を含む。)</u>し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。</p>	<p>(特定系統連系希望者からの接続検討の受付・回答状況の共有)</p> <p>第82条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨<u>(延長後の回答予定日を含む。)</u>を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。<u>延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</u></p>
<p>(接続検討の検討料)</p> <p>第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、<u>簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合は検討料を不要とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(接続検討の検討料)</p> <p>第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、<u>次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。</u></p> <p>一 <u>簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合</u></p> <p>二 <u>第89条第1項第3号による接続検討で、検討料を支払った当初の接続検討の回答日から1年以</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
2 (略)	<u>内に受け付けた接続検討の申込みの場合</u> 2 (略)
<p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>系統連系希望者の工事費負担金対象となる系統連系工事が業務規程第76条に定める規模以上となる場合</u> 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、<u>電源接続案件募集プロセスの対象となる可能性があること及び電源接続案件募集プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</u></p>	<p>(接続検討の回答)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>系統連系工事の規模等に照らし、対象となる送電系統が効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括プロセスの対象となる可能性がある場合</u> 業務規程第72条第3項第2号に掲げる内容</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 一般送配電事業者は、前条第1項による検討結果が、第2項第1号に掲げる条件に該当せず、かつ、第2項第2号に該当する場合には、業務規程第72条第3項第2号に準じて、系統連系希望者に対し、<u>電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性があること及び同プロセス開始に至る手続について、必要な説明を行う。</u></p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者は、<u>発電設備等に関する契約申込みに関する</u>申込書類を受領した場合には、<u>申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。</u>ただし、<u>申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第88条 一般送配電事業者は、<u>発電設備等に関する契約申込みの</u>申込書類を受領した場合には、<u>申込書類に必要事項が記載されていること及び第88条の2に定める保証金が入金されていること(ただし、保証金を要しない場合は除く。)</u>を確認の上、<u>契約申込みを受け付ける。</u>ただし、<u>申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>発電設備等に関する契約申込みの保証金</u>)</p> <p><u>第88条の2 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第74条の2に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。</u></p> <p><u>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者はその旨を通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事費負担金に充当する。</u></p> <p><u>4 一般送配電事業者は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合において、系統連系希望者が契約申込みを取り下げ、又は、接続契約が解除等によって終了したときは、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。</u></p> <p><u>一 工事費負担金の額が接続検討の回答書に記載の金額より増加したこと</u></p> <p><u>二 所要工期が接続検討の回答書に記載の期間より長期化したこと</u></p> <p><u>三 その他前各号に準じる正当な理由が生じたこと</u></p>
<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 <u>前条第1項にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みを行うよう求めるものとする。</u></p> <p>一～三 (略)</p>	<p>(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)</p> <p>第89条 <u>第88条第1項にかかわらず、一般送配電事業者は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込み<u>その他の適切な対応</u>を行うよう求めるものとする。</u></p> <p>一～三 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項各号に掲げる場合においては、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、接続検討の申込みを求める理由を説明する。</p> <p>3 (略)</p>	<p><u>四 系統連系希望者の系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある場合</u></p> <p><u>五 接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合</u></p> <p><u>六 接続検討の回答日から1年を経過した場合</u></p> <p>2 前項各号に掲げる場合においては、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、接続検討の申込み<u>その他の適切な対応</u>を求める理由を説明する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(特定系統連系希望者からの発電設備等に関する契約申込みの受付・回答状況の共有)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、<u>本機関に対し、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨を報告(延長後の回答予定日を含む。)</u>し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。</p>	<p>(特定系統連系希望者からの発電設備等に関する契約申込みの受付・回答状況の共有)</p> <p>第90条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、特定系統連系希望者に通知した第1項の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合には、その事実が判明次第速やかに、本機関に対し、その旨<u>(延長後の回答予定日を含む。)</u>を報告し、本機関の要請に応じ、個別の説明を行う。<u>延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合も同様とする。</u></p>
<p>(計画策定プロセス開始の要否の確認)</p> <p>第91条 一般送配電事業者は、<u>系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、速やかに当該契約申込みの概要及び接続検討の回答概要</u>を本機関に報告し、業務規程第51条第1号に基づき、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(計画策定プロセス開始の要否の確認)</p> <p>第91条 一般送配電事業者は、<u>次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等</u>を本機関に報告し、業務規程第51条第1号に基づき、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。</p> <p><u>一 系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合</u></p> <p><u>二 第120条の4第1項第1号により系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合</u></p> <p><u>三 電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれることが判明した場合</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、<u>本機関から業務規程第64条、第77条第6項、第80条第2項、第91条第3項、第95条第2項及び第96条第4項の通知を受けた場合には、当該通知の内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(暫定的な容量確保の特例)</p> <p>第93条 一般送配電事業者は、前条の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる内容にしたがって、送電系統に暫定的に容量を確保する。</u></p> <p><u>一 本機関から業務規程第64条、第91条第3項、第95条第2項及び第96条第3項の通知を受けた場合 当該通知の内容</u></p> <p><u>二 第120条の4第1項に基づき電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合 第121条の2第1項において定めた内容</u></p>
<p>(送電系統の容量の確定)</p> <p>第97条 一般送配電事業者は、前条の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答(以下「連系承諾」という。)である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(送電系統の容量の確定)</p> <p>第97条 一般送配電事業者は、前条又は<u>第123条の4</u>の回答が系統連系希望者の希望する連系等を承諾する旨の回答(以下「連系承諾」という。)である場合には、連系承諾の通知時点をもって、第92条に基づき暫定的に確保した送電系統の容量を確定させる。</p> <p>2 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(同時申込み)</p> <p>第100条 第89条第1項第1号にかかわらず、系統連系希望者がFIT法に定める特定供給者に該当する場合において、<u>高压又は特別高压の送電系統とFIT電源との連系等を希望するときには、接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等に関する契約申込みを行うことができる(以下「同時申込み」という。)</u>。ただし、<u>接続検討の申込みと発電設備等に関する契約申込みの申込内容は統一しなければならない。</u></p> <p>2 一般送配電事業者は、<u>系統連系希望者から同時申込みを受け付けた場合は、発電設備等に関する契約申込みの回答を、原則として、次の各号に掲げる期間内に行うものとし、回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者に速やかに通知する。</u></p> <p>一 認定発電設備が太陽光発電設備の場合 発電設備等に関する契約申込みの受付日から9か月</p> <p>二 前号に掲げる以外の場合 発電設備等に関する契約申込みの受付日から9か月又は系統連系希望者と合意した期間</p> <p>3 一般送配電事業者は、<u>前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</u></p> <p>4 一般送配電事業者は、<u>第2項に定める回答予定日及び回答期間にかかわらず、可能な限り早期に発電設備等に関する契約申込みの回答を行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>第100条 削除</p>
<p>(同時申込みの場合における意思表示書の提出等)</p> <p>第101条 <u>同時申込みを行った系統連系希望者は、接続検討の回答を受領した場合は、速やかに、一般送配電事業者に対して、書面をもって、発電設備等に関する契約申込みを継続する旨の意思の表明(以下「意思表示」という。)</u>又は<u>契約申込みの取下げを行わなければならない。</u></p> <p>2 一般送配電事業者は、<u>意思表示に関する書面(以下「意思表示書」という。)を受領した場合には、意思表示書に必要事項が記載されていることを速やかに確認の上、意思表示を受け付ける。ただし、意思表示書に不備がある場合には、意思表示書の修正を求め、不備がないことを確認した上で意思表示の受付を行う。</u></p> <p>3 一般送配電事業者は、<u>特定系統連系希望者から意思表示を受け付けた場合には、受付後速やかに、本機関に対し、意思表示を受け付けた旨及び受付日を報告する。</u></p> <p>4 一般送配電事業者は、<u>系統連系希望者からの意思表示を受け付けた後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、意思表示の受付前に行った契約申込みの回答は無効とする。</u></p> <p>5 同時申込みを行った系統連系希望者が<u>発電設備等に関する契約申込みの受付日から9か月以内に意思表示を行わない場合には、意思表示が行われなかった契約申込みを取り下げたものとみなす。</u></p>	<p>第101条 削除</p>
<p>(同時申込みの場合における本指針の適用)</p> <p>第102条 <u>系統連系希望者から同時申込みがなされた場合は、第89条、第91条から第94条の規定においては、「発電設備等に関する契約申込み」を「意思表示」、「申込書類」を「意思表示書」と読み替えて適用し、第91条第3項、第94条第5号、第96条及び第99条の規定に関しては、「発電設備等に関する契約申込み」を「意思表示を受け付けた発電設備等に関する契約申込み」と読み替えて適用する。</u></p> <p>2 系統連系希望者から同時申込みがなされた場合は、<u>第88条第3項及び第4項並びに第98条は適用しない。</u></p>	<p>第102条 削除</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)</p> <p>第106条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電源接続案件募集プロセスが成立した場合 <u>電源接続案件募集プロセスに基づき決定された金額</u></p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)</p> <p>第106条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 電源接続案件一括検討プロセスの場合 <u>業務規程第80条に基づき本機関が定めた手続その他の事項 (以下「電源接続案件一括検討プロセスの手続等」という。) にしたがって決定された金額</u></p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(本機関が受け付けた接続検討)</p> <p>第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項に基づく依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(本機関が受け付けた接続検討)</p> <p>第112条 一般送配電事業者は、本機関が受け付けた接続検討に関して業務規程第71条第2項、業務規程第81条第2項及び業務規程第82条第2項に基づく依頼を受けた場合は、接続検討を行い、本機関から特定系統連系希望者への回答予定日の7営業日前までに、本機関へ検討結果を提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第2節 電源接続案件募集プロセス</p>	<p>第2節 電源接続案件一括検討プロセス</p>
<p>(系統連系希望者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み)</p> <p>第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、<u>工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となる場合は、本機関に対し、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。ただし、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っているときはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み)</p> <p>第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、<u>系統連系工事が電源接続案件一括検討プロセスの対象となる可能性がある旨の回答を受領した場合は、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みを行うことができる。</u></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセスの申込みを行うことはできない。</u></p> <p>一 <u>系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っている場合</u></p> <p>二 <u>接続検討の回答後、発電設備等の連系先となる送電系統において電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合</u></p> <p>三 <u>接続検討の回答日から1年を経過した場合</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付</u>)</p> <p>第120条の2 <u>一般送配電事業者は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び次条に定める開始検討料が入金されていることを確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料</u>)</p> <p>第120条の3 <u>一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、第3項に定める開始検討料の額を通知するとともに、開始検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</u></p> <p>2 <u>系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに開始検討料を支払い、開始検討料の支払後、一般送配電事業者にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>開始検討料は、第83条に定める接続検討の検討料と同額とし、当該系統連系希望者の第122条</u></p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
	<p><u>に基づく同プロセスにおける接続検討申込みに伴う検討料に充当する。</u></p> <p>4 一般送配電事業者は、<u>電源接続案件一括検討プロセスが開始されない場合は、系統連系希望者が支払った開始検討料を返還する。</u></p>
(新設)	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始)</p> <p>第120条の4 一般送配電事業者は、特別高圧の送電系統（特別高圧と高圧を連系する変圧器を含む。以下、この節において同じ。）の工事（保護継電器等により発電抑制を実施する場合は除く。）に関して、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>電源接続案件一括検討プロセスを開始する。</u></p> <p>一 一般送配電事業者が、第120条の2に基づく申込みの受付後、当該申込みの対象となる送電系統について、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</p> <p>二 一般送配電事業者が、過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要と判断した場合</p> <p>三 本機関から業務規程第75条第1項に基づき要請を受けた場合</p> <p>四 本機関から業務規程第96条第1項に基づき要請を受けた場合</p> <p>2 一般送配電事業者は、第120条の2に基づく申込みの受付後、効率的な系統整備の観点等から電源接続案件一括検討プロセスを開始することが必要ない旨を判断した場合は、系統連系希望者に対し、その旨を通知するとともに必要な説明を行う。</p> <p>3 一般送配電事業者は、第1項各号に基づき電源接続案件一括検討プロセスを開始する場合及び第2項に基づき同プロセスを開始しない場合は、本機関に対し、その旨及びその理由を報告する。</p> <p>4 一般送配電事業者は、第1項第4号の場合は、第121条の2に準じて、必要事項を定め公表した上で募集対象となる送電系統への系統連系希望者の募集を省略し、第122条の3に基づく、接続検討の申込みに対する検討から実施することができる。</p>
<p>(一般送配電事業者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み)</p> <p>第121条 一般送配電事業者は、本機関又は一般送配電事業者が接続検討の回答を行った特別高圧の送電系統の増強工事に関して、効率的な系統整備の観点等から、<u>電源接続案件募集プロセスを開始することが必要と判断したときは、本機関に対し、同プロセス開始の申込みを行うことができる。</u></p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの手続等の遵守)</p> <p>第121条 一般送配電事業者及び電源接続案件一括プロセスに参加する系統連系希望者は、<u>電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしがうものとする。</u></p>
(新設)	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの前提条件の策定等)</p> <p>第121条の2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始にあたって、同プロセスの対象となる送電系統の増強の概要、募集対象エリア、電源接続のために必要となる送電系統に暫定的に確保する容量その他の同プロセスの前提条件について検討を行い、これを定める。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の内容を公表し、募集対象となる送電系統への系統連系希望者を募集する。</p>
<p>(電源接続案件募集プロセスへの応募等)</p> <p>第122条 本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者及び同プロセスに応募しようとする系統連系希望者は、<u>募集要綱に基づき、本機関又は一般送配電事業者に対し、接続検討の申込みを行う。</u></p> <p>2 系統連系希望者は、前項の接続検討の回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、<u>募集要綱にしたがって、応募する。</u></p> <p>3 一般送配電事業者は、本機関から業務規程第81条第3項及び第4項に基づき依頼を受けた接続検討は、<u>本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に検討を行う。</u></p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスへの応募等)</p> <p>第122条 電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合、同プロセスの対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者は、本機関又は一般送配電事業者に対し、<u>同プロセスへの応募及び接続検討の申込みを行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	<p>(<u>系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付</u>)</p> <p><u>第122条の2 一般送配電事業者は、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者から、応募の受付を行う。</u></p> <p><u>2 一般送配電事業者は、前項の応募の受付に際し、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みの受付を行う。</u></p> <p><u>3 一般送配電事業者は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</u></p> <p><u>4 一般送配電事業者は、系統連系希望者から本機関への電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で通知を行う。</u></p> <p><u>5 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>6 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の5に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</u></p> <p><u>7 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</u></p>
(新設)	<p>(<u>電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込みに対する検討</u>)</p> <p><u>第122条の3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおいて本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての接続検討の申込内容を前提に、接続検討の回答に必要な事項について検討を実施する。</u></p> <p><u>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</u></p>
(新設)	<p>(<u>電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答</u>)</p> <p><u>第122条の4 一般送配電事業者は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項に準じ書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</u></p> <p><u>2 一般送配電事業者は、前項の回答時に系統連系希望者に対し、第122条の9に定める保証金の支払いに必要な書類を送付する。</u></p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
(新設)	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答期間)</p> <p>第122条の5 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を、原則として、電源接続案件一括検討プロセスの<u>手続等に定める接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。</u></p>
(新設)	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答を踏まえた系統連系希望者の募集)</p> <p>第122条の6 一般送配電事業者は、募集対象となる送電系統への連系等を第122条の4の電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答内容を踏まえた上で希望する系統連系希望者を再度募集する。</p>
(新設)	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込等)</p> <p>第122条の7 第122条の4の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえた上で募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、本機関又は一般送配電事業者に対し、<u>再接続検討の申込みを行う。</u></p> <p>2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込時に、一般送配電事業者に系統連系希望者が負担可能な工事費負担金の上限額（以下「負担可能上限額」という。）を申告するとともに第122条の9に定める保証金を支払う。</p>
(新設)	<p>(系統連系希望者からの再接続検討の申込みの受付等)</p> <p>第122条の8 一般送配電事業者は、前条第1項に基づく、募集対象となる送電系統への連系等を希望する系統連系希望者の<u>再接続検討の申込みの受付を行う。</u></p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者から前条第1項の再接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること（ただし、保証金が不要な場合は除く。）を確認の上、<u>再接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で再接続検討申込みの受付を行う。</u></p> <p>3 一般送配電事業者は、系統連系希望者から本機関への前条第1項の再接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める工事費負担金の負担可能上限額が申告されていること及び第122条の9に定める保証金が入金されていること（ただし、保証金が不要な場合は除く。）を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で<u>再接続検討申込みの通知を行う。</u></p> <p>4 一般送配電事業者は、系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも再接続検討の申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者に通知しなければならない。</p> <p>5 一般送配電事業者は、<u>再接続検討の申込みを受け付けた場合は、第122条の12に定める回答期間内の日を回答予定日として、前条の申込みを行った系統連系希望者へ速やかに通知する。</u></p> <p>6 一般送配電事業者は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)</p> <p>第122条の9 系統連系希望者は、第122条の7における再接続検討を申込み場合は、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金を、速やかに支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者はその旨を通知しなければならない。ただし、保証金を要しない場合は除く。</p> <p>2 系統連系希望者が支払った保証金は、当該系統連系希望者が負担する工事費負担金又は第123条に基づき締結する工事費負担金の補償に関する契約に基づく補償金に充当する。</p> <p>3 一般送配電事業者は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、系統連系希望者が支払った保証金を返還する。</p> <p>一 工事費負担金の額が、第122条の7第2項において申告した負担可能上限額を上回る場合</p> <p>二 再接続検討及び契約申込みの回答における所要工期が、受領した直近の回答よりも長期化したことを理由に電源接続案件一括検討プロセスを辞退する場合</p> <p>三 増強工事の規模の縮小等により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合</p> <p>四 電源接続案件一括検討プロセスが中止された場合</p>
(新設)	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込みに対する検討)</p> <p>第122条の10 一般送配電事業者は、本機関及び一般送配電事業者が受け付けた全ての再接続検討の申込内容を前提に、再接続検討の回答に必要な事項について検討を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p> <p>3 再接続検討における系統連系希望者の工事費負担金の額は、電源接続案件一括検討プロセスの手続等にしたがって算出する。</p>
(新設)	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答)</p> <p>第122条の11 一般送配電事業者は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項に準じ書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p>
(新設)	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答期間)</p> <p>第122条の12 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答を、原則として、再接続検討の開始日から3か月以内に行うものとする。</p>
<p>(電源接続案件募集プロセスにおける契約申込み)</p> <p>第123条 電源接続案件募集プロセスにおいて優先系統連系希望者となった系統連系希望者は、同プロセスが成立した場合、成立後速やかに、一般送配電事業者に対し、発電設備等に関する契約申込みを行わなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込み)</p> <p>第123条 第122条の11の回答を受領した系統連系希望者は、回答内容を踏まえ、募集対象となる送電系統への連系等を希望する場合には、一般送配電事業者に対し、電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みを行わなければならない。</p> <p>2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込みに伴い、一般送配電事業者と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。</p>
(新設)	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 一般送配電事業者は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要な事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p>2 一般送配電事業者は、<u>系統連系希望者にとって申込書類に記載することが困難な事項がある場合において、代替のデータを使用する等して、当該事項の記載がなくとも契約申込みに対する検討を実施することができるときには、当該事項の記載を省略することを認めるものとする。この場合、系統連系希望者は、記載を省略した事項に関する情報が明らかとなった時点で、速やかに当該情報を一般送配電事業者へ通知しなければならない。</u></p> <p>3 一般送配電事業者は、<u>契約申込みを受け付けた場合は、第98条に定める回答期間内の日を回答予定日として、系統連系希望者へ速やかに通知する。</u></p> <p>4 一般送配電事業者は、<u>前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</u></p>
(新規)	<p><u>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みに対する検討)</u></p> <p>第123条の3 一般送配電事業者は、<u>電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付後、第84条第1項に準じ、当該契約申込みに対する検討を実施する。</u></p> <p>2 一般送配電事業者は、<u>系統連系希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者は、系統連系希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</u></p>
(新設)	<p><u>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの回答)</u></p> <p>第123条の4 一般送配電事業者は、<u>前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</u></p> <p>2 一般送配電事業者は、<u>正当な理由がなければ、受付を行った契約申込みに対して承諾しない旨の回答を行ってはならない。</u></p>
(新設)	<p><u>(電源接続案件一括検討プロセスの完了)</u></p> <p>第123条の5 一般送配電事業者は、<u>次の各号に掲げる場合において、電源接続案件一括検討プロセスを完了するものとする。</u></p> <p>一 <u>一般送配電事業者と系統連系希望者（検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。）との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金を確認されたとき</u></p> <p>二 <u>電源接続案件一括検討プロセスに応募した全ての系統連系希望者が、工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となったとき</u></p> <p>三 <u>第122条に定める応募において、系統連系希望者から応募が行われなかったとき</u></p> <p>2 一般送配電事業者は、<u>電源接続案件一括検討プロセスの完了後遅滞なく、同プロセスの結果を公表するとともに、本機関に報告する。</u></p>
(新設)	<p><u>(電源接続案件一括検討プロセスにおける募集対象エリアの分割)</u></p> <p>第123条の6 一般送配電事業者は、<u>系統連系希望者の辞退等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける増強工事の規模等を変更した場合において、一部の募集対象エリアを分割しても効率的な系統整備の観点等から影響がないと判断したとき、募集対象エリアを分割することができる。この場合、一般送配電事業者は、分割後の募集対象エリアにおいて、個別の電源接続案件一括検討プ</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<u>ロセスが開始されているものとして取扱う。</u>
(新設)	<u>(電源接続案件一括検討プロセスの期間)</u> 第123条の7 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスの開始日から原則として1年以内に、同プロセスを完了させるものとする。
(新設)	<u>(電源接続案件一括検討プロセスの中止等)</u> 第123条の8 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合は本機関と協議の上、電源接続案件一括検討プロセスを中止することができる。 一 電源接続案件一括検討プロセス開始後に生じた法令の改正、電気の需給状況の極めて大幅な変動、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった場合 二 想定される系統増強工事の規模（工事費負担金の額及び工期を含む。）や過去の事前相談及び接続検討の申込状況等を踏まえ、電源接続案件一括検討プロセスを継続したとしても、全ての系統連系希望者が連系できない蓋然性が高いと判断した場合 2 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの申込者又は応募者に対して、意見を聴取する。 3 一般送配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を公表する。 4 一般送配電事業者は、業務規程第89条に基づき、本機関が電源接続案件一括検討プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。
(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限) 第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、最大受電電力が10万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。）によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。ただし、次の各号に掲げるときはこの限りでない。 一・二 (略)	(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限) 第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、最大受電電力が10万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス（業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合を含む。）によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。ただし、次の各号に掲げるときはこの限りでない。 一・二 (略)
(新設)	<u>附則（令和 年 月 日）</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 2 前項にかかわらず、第33条、第83条、第85条、第88条、第88条の2、第89条、第91条、第93条、第97条、第100条、第101条、第102条、第106条、第112条、第120条から第123条の8まで、第130条の規定は、令和2年10月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は全ての一般送配電事業者による電源接続案件一括検討プロセスの導入に関する託送供給等約款の変更の効力が生じた日のいずれか遅い日から施行する。 3 第1項にかかわらず、第26条から第30条の2までの規定は、令和3年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。